

1 住所及び氏名

住所: 郵便番号 630 - 8115 奈良県奈良市大宮町2-4-29 電話番号 0742 (33) 7161 フリガナ イエカウ タロウ 氏名 家買 太郎

整理番号 (共有者の氏名) 共有の場合のみ書いてください。 フリガナ イエカウ ハナコ フリガナ 氏名 家買 花子 氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

Table with columns for '家屋に関する事項' and '土地等に関する事項'. Rows include: 居住開始年月日 (令和 3 7 1), 契約日 (令和 3 4 1), 補助金等控除前の取得対価の額 (11260800), 交付を受ける補助金等の額 (156400), 取得対価の額 (ウ・エ(ク・ケ)) (11104400), 総(床)面積 (113.22), うち居住用部分の(床)面積 (113.22).

国税庁HP(2022:02:18;11:37:54.99)

3 増改築等をした部分に係る事項

Table with columns for '増改築等をした部分に係る事項'. Rows include: 居住開始年月日, 契約日, 補助金等控除前の増改築等の費用の額, 交付を受ける補助金等の額, 増改築等の費用の額 (ソ・タ), ソのうち居住用部分の金額, 増改築等をした家屋の総床面積.

不動産番号 家屋 土地

4 家屋や土地等の取得対価の額

Table with columns: A 家屋, B 土地等, C 合計, D 増改築等. Rows include: あなたの共有持分 (1/2), (オ, コ, チ) x (5552200, 8647800, 14200000), 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額等 (2500000), あなたの持分に係る取得対価の額等 (3052200).

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

税率が10%の場合にウ、ソに含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額 (契約書等に記載された消費税額) 1023709

6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

Table with columns: E 住宅のみ, F 土地等のみ, G 住宅及び土地等, H 増改築等. Rows include: 新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高 (23384476), 連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表) の割合 (39.50%), 住宅借入金等の年末残高 (付表) の金額 (9236869), 居住用割合 (100.0%), 居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (9200000), 住宅借入金等の年末残高の合計額 (9200000).

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

Table with columns: 高齢者等居住改修工事等の費用の額, 断熱改修工事等の費用の額, 特定断熱改修工事等の費用の額, 特定多世帯同居改修工事等の費用の額. Rows include: 特定耐久性向上改修工事等の費用の額, 特定増改築等工事の費用の合計額, あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額, 特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高.

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 二面の該当する番号及び金額を転記します。 番号 1 金額 92000

次に該当する場合に、書いてください。

Table with columns: 8%・10% 家屋:1, 増改築等:2, 重複適用 (の特例) を受ける場合は、右の該当する文字にした上で、二面の金額を転記してください。 00

10 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を で囲んでください。

整理欄 家 土 家 土 残 確 証 定 付 仮 A B C 住民 台帳番号 一連番号

○住宅借入金等に連帯債務がある場合には、併せて付表を使用します。

一面 提出用

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

令和03年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算
次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名 家買 太郎

Table with columns for loan type, date of use, calculation formula, and amount. Total amount: 9,200,000. Includes sections for '再び居住の用に供したことに係る事項' and '重複適用'.

二面提出用 ○二面は一面と一緒に提出してください。

- 1 欄の金額を一面の 欄に転記します。
2 欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
3 (特別)特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。
4 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合
二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の 欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の 欄に記載します。

Table for '重複適用' and '震災特例法の重複適用' with columns for description, formula, and amount.

欄の金額を一面の 欄に転記します。

不動産番号が第一面に書ききれない場合

Form with numbered boxes (1) through (4) for entering property numbers.

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、第一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方(提出用)

- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(以下「計算明細書」といいます。)の作成に当たっては、次の1~8に留意して記載してください。併せて、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の控除額の計算や手続の詳細については、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」をご確認ください。
 なお、連帯債務による住宅借入金等を有する場合は、「(付表)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を併せて使用します。
- 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。

1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄及び「3 増改築等をした部分に係る事項」欄

(1) 「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。
 また、「土地等に関する事項」欄の「〔平成 年 月 日〕」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

(2) イ「契約日・契約区分」の区分 は、住宅の新築に係る契約の場合は「1」を記入し、新築住宅や中古住宅の購入に係る契約の場合は「2」を記入します。

(3) 住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合、工欄、ケ欄又はク欄にその金額を書いてください。

補助金等とは、平成23年6月30日以後に住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る契約を締結した場合におけるその住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。
 なお、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、高齢者等居住改修工事等を含む増改築等、(特定)断熱改修工事等を含む増改築等又は特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、ク欄にはこれらの補助金等の額の合計額を記入します。

また、「家屋及び土地等」の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や家屋と土地等のいずれの取得等に関し補助金等の交付を受けたか明らかなでない場合には、次の算式により、「家屋」に係る補助金等の額と、「土地等」に係る補助金等の額とに区分した金額をそれぞれ工欄又はケ欄に転記してください。

「家屋」に係る補助金等の額の計算

$$\text{「家屋」の補助金等の額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」の補助金等の額} \times \text{ウ欄の金額 (11,260,800円)}}{\text{ウ欄の金額} + \text{ク欄の金額}} = (\text{156,400円})$$

工欄へ転記

「土地等」に係る補助金等の額の計算

$$\text{「土地等」の補助金等の額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」の補助金等の額} \times \text{ク欄の金額 (17,539,200円)}}{\text{ウ欄の金額} + \text{ク欄の金額}} = (\text{243,600円})$$

ケ欄へ転記

(4) 「不動産番号」欄には、登記事項証明書の不動産番号を記入してください。

2 「4 家屋や土地等の取得対価の額」欄

欄は、住宅取得等資金の贈与税の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受けた場合に書いてください。

なお、住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合で、住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てたときや家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかなでなく、かつ、共有でないときは、次の算式により計算した額を「家屋」又は「土地等」に充てたものとして差し支えありません。この場合、「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額と、「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額とに区分した金額をそれぞれAの欄又はBの欄に転記してください。

「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

$$\text{「家屋」に関し特例の適用を受けた金額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」に関し特例の適用を受けた金額} \times \text{ウ欄の金額 (円)}}{\text{ウ欄の金額} + \text{ク欄の金額}} = (\text{円})$$

Aの欄へ転記

「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

$$\text{「土地等」に関し特例の適用を受けた金額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」に関し特例の適用を受けた金額} \times \text{ク欄の金額 (円)}}{\text{ウ欄の金額} + \text{ク欄の金額}} = (\text{円})$$

Bの欄へ転記

3 「5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項」欄

家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等について、該当する文字を で囲んでください。
 なお、同一年中に、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等を行った場合で、当該住宅の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等に係る消費税率が8%と10%であるときには、「8%」及び「10%」の両方の文字を で囲んでください。

4 「6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延」欄

令和2年9月30日までに住宅の新築に係る契約をした方、又は、令和2年11月30日までに新築住宅や中古住宅の購入に係る契約若しくは増改築等に係る契約をした方が、新型コロナウイルス感染症等の影響により令和2年12月31日までに当該家屋を居住の用に供することができず、令和3年中に居住の用に供した場合は、「あり」に○をしてください。

5 「7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄

- (1) 欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（以下「証明書」といいます。）に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます（2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。）。
- なお、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等（一定の要件を満たすものに限ります。）の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

- (2) 欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。
- なお、㊸の欄と㊹の欄の割合又は㊺の欄と㊻の欄の割合の差が10%以内（欄が90%以上のため100%と記載した場合であっても、それぞれ正確な割合（例えば、92.5%など）により比較します。）である場合には、それぞれ㊼欄の面積は「㊸×㊹の」又は「㊺×㊻の」とし、㊼の欄は、それぞれ㊹の欄の割合又は㊻の欄の割合を書いても差し支えありません。

- (3) ㊼の欄の記入に当たって、㊹の欄と㊻の欄の割合又は㊺の欄と㊻の欄の割合が同じ場合には、それぞれ㊹の欄の割合又は㊻の欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、㊼の欄に次の金額と の金額の合計額を書きます。

$$\text{㊼の欄の金額} (\text{円}) \times \frac{\text{㊸の欄又は㊹の欄の金額} (\text{円})}{\text{㊸の欄の金額} (\text{円})} \times \text{㊹の欄又は} (\text{％}) = (\text{円})$$

$$\text{㊼の欄の金額} (\text{円}) \times \frac{\text{㊺の欄の金額} (\text{円})}{\text{㊺の欄の金額} (\text{円})} \times \text{㊻の欄の割合} (\text{％}) = (\text{円})$$

- (4) 欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

居住の用に供した日	欄の最高限度額			
	二面番号1及び2	二面番号3及び4 (認定住宅の特例)	二面番号8 (住宅の再取得等に係る控除額の特例)	二面番号5～7 (特定増改築等)
平成26年1月1日から 令和3年12月31日まで	4,000万円 (2,000万円×1)	5,000万円 (3,000万円×1)	5,000万円 (3,000万円×2)	1,000万円
平成25年中	2,000万円	3,000万円	3,000万円	
平成24年中	3,000万円	4,000万円	4,000万円	
平成20年中	2,000万円			
平成19年中	2,500万円			

- 1 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が（特別）特定取得に該当しない場合
2 括弧内は平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合

6 二面への転記

一面 欄の金額は、以下の区分に応じて二面へ転記してください。

- (1) 欄の金額がある場合は、二面番号5の欄へ転記
(2) 欄の金額がなく、欄又は欄の金額がある場合は、二面番号6の欄へ転記
(3) 欄から欄の金額がなく、欄の金額がある場合は、二面番号7の欄へ転記

7 「9（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額」欄

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を計算し、欄に転記します。

なお、重複適用などを受ける場合はそれぞれ次によります。

- (1) 同一年中に、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等を行った場合で、当該住宅の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等に係る消費税率が8%と10%である場合
「8%・10%同一年中取得」の欄に をした上で、該当する番号を記載します。また、欄には㊽欄又は㊾欄の金額のうち、消費税率が10%である部分の金額について、欄には の㊿欄又は の㊿欄の金額のうち、消費税率が10%である部分の金額についてそれぞれ記載します。
- (2) 震災特例法の重複適用の特例を受ける場合
「重複適用の特例」の文字を で囲んだ上、控除額を欄に記載します。
- (3) (2)以外の重複適用を受ける場合
「重複適用」の文字を で囲んだ上、控除額を欄に記載します。
- 重複適用とは、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。

8 申告書への転記等

- (1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除」に転記します。
- また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日等（例：令和3年10月13日居住開始（特別特定））を書きます。
- (2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除」に転記します。
- また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等をした家屋又は増改築等をした部分に係る居住開始年月日等（例：平成24年4月10日居住開始）と後の取得等をした家屋又は増改築等をした部分に係る居住開始年月日等（例：令和3年2月13日居住開始（特別特定））のいずれも記載します。

(付表) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署にお尋ねください。

(令和 03 年分)

提出用

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名		A(あなた) 家買 太郎	B(共有者) 家買 花子	C(共有者)	D 合計等
取得した資産	家屋(増改築等)の取得対価の額(増改築等の費用の額)	/			11,260,800 円
	各共有者の共有持分	1/2	1/2	—	
	各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額等(×)	5,630,400 円	5,630,400 円		
土地等	土地等の取得対価の額	/			17,539,200 円
	各共有者の共有持分	1/2	1/2	—	
	各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額(×)	8,769,600 円	8,769,600 円		
各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等(+)	14,400,000	14,400,000			
取得した資産に係る資金の状況	各共有者の自己資金負担額	5,000,000			(A+B+C) 5,000,000 円
	各共有者の単独債務による当初借入金額	0			(A+B+C) 0
	当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	0			
	連帯債務による当初借入金額	/			23,800,000 円
当該債務に係る住宅借入金等に係る年末残高	/			23,384,476	

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

- 欄及び 欄には、住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)の2のウ(増改築等の場合は3のソ)及び2のクの金額をそれぞれ転記します。
- 欄及び 欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)
- と の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。))と、及び の金額と の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。))とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
 - 取得対価の額の合計額の方が多い場合.....「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
 - 取得資金の額の合計額の方が多い場合.....「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	
各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額(-)	9,400,000	14,400,000		
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合(÷) 小数点以下第2位まで書きます。	39.50	60.50		100.00
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高(×)	9,236,869 円	14,147,608 円		
各共有者の住宅借入金等の年末残高(+)	9,236,869	14,147,608		

- 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署にお尋ねください。
- の割合及び の金額を各共有者の「計算明細書」の 欄及び 欄に転記します。

1 住所及び氏名

住所: 郵便番号 630-8115 奈良県奈良市大宮町2-4-29 電話番号 0742(33)7161 フリガナ: イエカウ タロウ 氏名: 家買 太郎

(共有者の氏名)

フリガナ: イエカウ ハナコ 氏名: 家買 花子

一面 (住)

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

国税庁HP(2022:02:18;11:37:54.99)

Table with columns for '家屋に関する事項' and '土地等に関する事項'. Rows include: 居住開始年月日 (令和3.7.1), 契約日 (令和3.4.1), 補助金等控除前の取得対価の額 (11,260,800 / 17,539,200), 交付を受ける補助金等の額 (1,564,000 / 243,600), 取得対価の額 (ウ・エ(ク・ケ)) (11,104,400 / 17,295,600), 総(床)面積 (113.22 / 150.12), うち居住用部分の(床)面積 (113.22 / 150.12)

3 増改築等をした部分に係る事項

Table with columns for '増改築等をした部分に係る事項'. Rows include: 居住開始年月日, 契約日, 補助金等控除前の増改築等の費用の額, 交付を受ける補助金等の額, 増改築等の費用の額 (ソ・タ), ソのうち居住用部分の金額, 増改築等をした家屋の総床面積

不動産番号: 家屋, 土地

4 家屋や土地等の取得対価の額

Table with columns: A 家屋, B 土地等, C 合計, D 増改築等. Rows include: あなたの共有持分 (1/2), (オ, コ, チ) x (オ(オxA), コ(コxB), チ(チxD)), 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額等, あなたの持分に係る取得対価の額等 (3,052,200 / 6,147,800 / 9,200,000)

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延

税率10%の場合にウ、ソに含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額 (契約書等に記載された消費税額) 1023709

あり

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

Table with columns: E 住宅のみ, F 土地等のみ, G 住宅及び土地等, H 増改築等. Rows include: 新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高 (23384476), 連帯債務に係るあなたの負担割合 (39.50%), 住宅借入金等の年末残高 ((付表)の金額) (9236869), とのいずれか少ない方の金額 (9200000), 居住用割合 (キ=カ 100.0, シ=サ 100.0, ツ=ソ), 居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (9200000), 住宅借入金等の年末残高の合計額 (9200000)

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

Table with columns: 高年齢者等居住改修工事等の費用の額, 断熱改修工事等の費用の額, 特定断熱改修工事等の費用の額, 特定多世帯同居改修工事等の費用の額. Rows include: 特定耐久性向上改修工事等の費用の額, あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額, 特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 二面の該当する番号及び金額を転記します。 番号 1 92000

重複適用 重複適用の特例

Table with columns: 8%・10% 同一年中取得, 家屋:1, 増改築等:2. Rows include: ウ又はソの金額 (10%に係る部分のみ), Aの又はDの金額 (10%に係る部分のみ)

重複適用(の特例)を受ける場合は、右の該当する文字にした上で、二面の金額を転記してください。 00

令和03年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算
次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名 家買 太郎

住宅借入金等の年末残高の合計額 一面の⑪の金額を転記します。				⑪	9200000	円		
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から8のいずれかを選択する場合を除きます。)	平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合に該当するとき $(11) \times 0.01 = (2)$	(最高40万円) 円 92000	5	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合 (11) の金額(最高1,000万円) (a) (b) の金額() $\times 0.02$ $+ (a - (b)) \times 0.01 = (2)$	(最高12万5千円) 円 00	
		平成25年中に居住の用に供した場合 $(11) \times 0.01 = (2)$	(最高20万円) 円 00			住宅の増改築等が特定取得に該当するとき (11) の金額(最高1,000万円) (a) (b) の金額() $\times 0.02$ $+ (a - (b)) \times 0.01 = (2)$	(最高12万円) 円 00	
		平成24年中に居住の用に供した場合 $(11) \times 0.01 = (2)$	(最高30万円) 円 00			住宅の増改築等が特定取得に該当するとき (11) の金額(最高1,000万円) (a) (b) の金額() $\times 0.02$ $+ (a - (b)) \times 0.01 = (2)$	(最高12万5千円) 円 00	
		平成20年中に居住の用に供した場合 $(11) \times 0.004 = (2)$	(最高8万円) 円 00			住宅の増改築等が特定取得に該当するとき (11) の金額(最高1,000万円) (a) (b) の金額() $\times 0.02$ $+ (a - (b)) \times 0.01 = (2)$	(最高12万円) 円 00	
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成19年中に居住の用に供した場合 $(11) \times 0.004 = (2)$	(最高10万円) 円 00	6	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合 (11) の金額(最高1,000万円) (a) (b) の金額() $\times 0.02$ $+ (a - (b)) \times 0.01 = (2)$	(最高12万5千円) 円 00	
		平成20年中に居住の用に供した場合 $(11) \times 0.004 = (2)$	(最高8万円) 円 00			住宅の増改築等が特定取得に該当するとき (11) の金額(最高1,000万円) (a) (b) の金額() $\times 0.02$ $+ (a - (b)) \times 0.01 = (2)$	(最高12万円) 円 00	
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合に該当するとき $(11) \times 0.01 = (2)$	(最高50万円) 円 00	7	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合 (11) の金額(最高1,000万円) (a) (b) の金額() $\times 0.02$ $+ (a - (b)) \times 0.01 = (2)$	(最高12万5千円) 円 00	
		平成25年中に居住の用に供した場合 $(11) \times 0.01 = (2)$	(最高30万円) 円 00			震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合 $(11) \times 0.012 = (2)$	(最高60万円) 円 00
		平成24年中に居住の用に供した場合 $(11) \times 0.01 = (2)$	(最高40万円) 円 00				平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合 $(11) \times 0.012 = (2)$	(最高36万円) 円 00
4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合に該当するとき $(11) \times 0.01 = (2)$	(最高50万円) 円 00	8	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成24年中に居住の用に供した場合 $(11) \times 0.012 = (2)$	(最高48万円) 円 00	
		平成25年中に居住の用に供した場合 $(11) \times 0.01 = (2)$	(最高30万円) 円 00		(再び居住の用に供したことに係る事項)			
		平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合 $(11) \times 0.01 = (2)$	(最高40万円) 円 00		転居年月日	年月日	再居住開始年月日	年月日
				居住の用に供していない期間の家屋の用途 <input type="checkbox"/> 賃貸の用 年月日 - 年月日 <input type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> その他 ()				
				その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用 <input type="checkbox"/> 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける				
				【再び居住の用に供した場合の再適用】 <input type="checkbox"/> 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける				

二面 (注)

- 欄の金額を一面の 欄に転記します。
- 欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
- (特別)特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。
- 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の 欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の 欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	(2)	00	円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(の金額)の合計額を記載します。	(2)	00	円

欄の金額を一面の 欄に転記します。

不動産番号が第一面に書ききれない場合

(1) (3)

(2) (4)

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、第一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。